

### 第3回(令和5年度第2回)白井市障害者計画等策定委員会 会議録

- 1.開催日時 令和5年9月11日(月) 午後3時から午後4時20分まで
- 2.開催場所 白井市役所東庁舎1階会議室101
- 3.出席者 松浦委員長、林副委員長、福岡委員、松本委員、入江委員、吉武委員  
高柳委員、田中委員、宇田川委員、海老原委員(計10名)
- 4.欠席者 高橋委員、平野委員、黒澤委員、中村委員、木下委員、
- 5.事務局 福祉部障害福祉課長、障害福祉課担当者6名
- 6.傍聴者 1名
- 7.議題

- (1)白井市第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画策定について  
①素案(第2章から第4章)について
- (2)その他

#### 8.資料

- ・資料1-1 第2章 障がいのある人・難病患者の現状等(案)
- ・資料1-2 第3章 計画の基本的な考え方(案)
- ・資料1-3 第4章 計画の内容(各サービスの見込量等)(案)

#### 9.議事

##### ◇開会

・事務局により開会が宣言された。

##### ◇事務局からの確認・報告事項

・配付資料の確認、欠席者の報告、会議の録音についての説明があった。

##### ◇委員長の挨拶

[大要] 皆さんこんにちは。今回は午後の開催ということで、お暑い中、ご参集いただきありがとうございます。本日も活発な議論と、潤滑な議事運営にご協力いただければと思います。よろしく申し上げます。

##### ◇委員長からの確認

出席委員数が過半数を超えており会議が成立すること、「白井市附属機関条例第6条」についての説明、会議の公開について異議等がないことを確認し、公開することが決定した。また、傍聴人1名について承認した。

##### ◇議題

- (1)白井市第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画策定について  
・事務局より素案(第2章)の説明があった。

委員長 ただいま事務局から報告がありました素案第2章について、皆様からご意見・ご質問がございましたら、挙手をお願いします。(挙手なし)

1点だけよろしいですか。17ページにある重症心身障害児の児童発達支援や放課後等デイサービスが未達成ということですが、これは看護師がいないと実現しない事業だと思います。例えば市内のお子さんを受け入れている病院等に、行政のほうから募集するなどの働きかけはしていますか。

事務局 市内の病院への働きかけはこの期間中はできておりません。必要性はあるとは思っていますが、白井市という規模で考えた時に現実的に市の中だけで1つの事業所がいっぱいになるほどの利用者がいらっしやらないのが現状で、実際はこの両方を市単独で設ける必要性が高くないという状況があります。

委員長 佐倉市に放課デイサービス等を併設している重症心身障害児の通所施設があって、看護師さんが常時いらっしやる。去年か一昨年に、成田にも1か所重症心身障害児の通所施設ができました。そういう取り組みが近隣市町村で続いているので、場合によってはそういう関係機関に相談してもいいのかもしれませんが。情報提供でした。他、皆様から第2章について何かありますか。(なし)それでは、素案の第3章について事務局からお願いします。

・事務局より素案(第3章)の説明があった。

委員長 ご意見・ご質問があれば挙手をお願いします。皆様お考え中でしたら、事務局のほうで準備があれば、意見記載表に第3章について委員から質問が出ていますが、これに対する回答は、ここではよろしいですか。

事務局 午前中の受理のため、改めて回答します。

委員 69ページの請求の過誤をなくすための取り組みについてですが、過誤があるのは、訂正すればよいと思いますが、過誤がそのまま放置されることはありますか。

事務局 過誤は毎月10数件ありますが、放置ということではなく、監査が入った時に加算がついてない等のご指摘があって、何年か前の請求に対して過誤請求をする事業者もあります。

委員 請求の時効は2年ですか？

事務局 5年です。

委員 そんなに昔のものを監査の時に指摘されるというのは厳しいですね。その前に気づくことができてないという意味ですね。

事務局 そういう状況を踏まえて、私たち事務局でも制度の内容を理解するため、国や県の研修などを受けて勉強することが推奨されています。

委員長 他にありますか。

委員 62ページの成果目標に関連する資料としてコーディネーターの配置人数が拠点設置は1箇所とされているにかかわらず、令和6年度コーディネーターの配置がないということと、68ページの中の成果目標に関連する活動指標の中で、主任相談支援専門員の配

置人数が令和 6 年度 0 人、令和 7 年度からは 1 人ずつになっていますが、これは今いる職員がそういう研修をして配置するのか、あるいは、新しく資格を持った方を配置するのか。令和 6 年度は 0 人となっていますが、できるだけ早く人材を確保して始めた方がいいと思いましたが、お伺いします。

事務局 まず 62 ページの拠点のコーディネーターに関してですが、今の地域生活支援拠点では夜間も含めた相談支援体制は取ってくださっていて、緊急の電話があったらそれを受けて、必要によって緊急の派遣をするような仕組みが整っています。それを拠点コーディネーターとまで、今の状況で定義していいのかどうか判断に迷ったところがあります。後でお話が出るかもしれませんが、基幹相談支援センターという障がい児者の相談窓口を令和 7 年度に設置することを市として決定したので、地域生活支援拠点のコーディネーターのあり方や配置を考えて、コーディネーターという役割の方を置いていくという意味で、令和 7 年度から 1 人にさせていただきます。

68 ページの主任相談支援専門員ですが、市内の相談支援事業所という計画相談を立てる事業所には、既に主任相談支援専門員はいます。令和 7 年度に設置の基幹相談支援センターに、主任相談支援専門員というベテランの専門員を配置することを目標としているので、令和 7 年度から 1 人と書かせていただきました。ただ、市内には主任相談支援専門員はいるので、市内事業所にいる主任相談支援専門員を含めての活動指標にするのかどうかを改めて確認したいと思えます。ご指摘いただき、ありがとうございます。

委員長 まだ素案の段階ですので、事務局でしっかり調べていただいて、成案に記載ができるのであればお願いします。皆様何かありますか。(なし) 私から基幹相談支援センターについて 2 点ほどよろしいですか。1 点目は、どこにどういう風に設置するなどの具体的な計画が今出ているのかという点です。2 点目ですが、他の市町村では、教育委員会や障害福祉課、子育て支援課と、定期的に横のネットワークを使って情報共有の会を開いているところもあるが、今現在、白井市で福祉行政、子育て行政、教育行政で情報共有の機会を持ってらっしゃるのか。実は障がい・虐待・貧困の因果関係がとても大きく、各々が別々に動いてもあまり効果がないところがあるんですね。箱ものを作っても機能しなければ、あまり意味がないので、もしそういう評価ができているのであれば、それを生かして基幹相談支援センターにつなげていくのがいいのかなと思います。以上 2 点お願いいたします。

事務局 ありがとうございます。基幹相談支援センターについての今の決定事項としては、さきほど申し上げた令和 7 年度の 4 月から設置をするということと、場所につきましては、市民の方や障がい当事者・ご家族の方の利便性が高く、障害福祉課との連携もしやすいので、保健福祉センターの中に配置することは決定しております。具体的な細かい業務や今の情報共有のような会議の有無などの中身に関しては、これから検討してまいります。情報共有については、現時点では、例えばライフサポートファイルのあり方について福祉部門と教育委員会で年に 1 回程度話し合いをしたり、健康課とこども発達センターでお子さんの発達支援に関する打ち合わせをしたり、虐待に関しては、白井市は小規模な自治体なので児童虐待と DV と高齢者虐待と障がい者虐待をひとつのネットワークとして扱い、そ

の関係機関で会議をしたり、地域自立支援協議会を開催する中で、そこに教育委員会や特別支援学校の先生も入っていただいて連携をしている状況です。基幹相談支援センターができた時に、そこで主要な役割を果たしていただくことが期待されます。以上です。

委員長 ありがとうございます。今朝も新聞で医療的ケア児・障がい児を育てる家族の連載がありました。本人だけでなく家族支援も大事なところですので、基幹相談支援センターができた暁には、この種の相談はワンストップで全てが集約されるようにしていただくと、家族はこっちで子供はこっちということにならない。特に教育行政と連携を強めていただくとありがたいと思いました。皆様他にありますか。

委員 66 ページの成果目標のところの、「主に重症心身障害児」の記載ですが、指定区分を「主に」にした背景などを教えてください。また、気になったのですが、重症心身障害児の児童発達支援と放課後等デイサービスでは、最低の指定区分が定員5名。主に重症心身障害児で受ける場合、医療的ケアのスコアが高くないといけないという縛りが入ってくる。事業所にいるときに医療的ケアを受けている必要がある。家にいるときだけカニューレ管理や胃ろうの使用がある場合は、対象にならないんですね。そもそも白井市の0～5歳に5人も医療的ケア児がいるのか。毎日使うわけではなく、おそらく利用はそのうちの3～4割なので医療的ケア児が十数名いないとまず定員が埋まらない。母数がないなら事業所は絶対やらない。あとは、近隣に重症心身障害児を主でやっている事業所がありますし、特別支援学校は松戸なので、白井市は遠く、利用者にとって使いにくい状態ではある。この目標を掲げることがいいのか、気になりました。

事務局 ありがとうございます。ご指摘の通りで、主に重症心身障害児を支援するというのは、国の指針の中で目標として示されているのですが、白井市の規模では単独で立ち上げてくださる事業者はないという状況があります。現状に合わせ、重症心身障害児の児童発達支援・放課後等デイサービスに関しては、例えば、近隣の事業者を使えるようにする等の表記が可能なのであれば、現実にはそった計画ということになるかもしれないので、事業所を1か所設置するという目標でなくてもいいのかどうかを県などにも確認し、可能であればご意見を踏まえて変更させていただこうと思います。

委員長 さきほど申し上げた佐倉市の重症心身障害児者の通所事業所は八街・佐倉・四街道・成田・印西市の利用者がいて、広域でやっています。重症心身障害児者の施設はどうしても広域連合にならざるを得ないと思います。ただ船橋や印西市、白井市は今のところこの種の施設がないと思うので、少なくとも市内に1人でも該当の方がいるのであれば、何らかの形でサポートができるよう周辺市町村と合同で検討していてもいいと思います。

委員 医療的ケア児の支援は「主」じゃなくても、放課後等デイサービスと児童発達支援を受けられて、受け入れの数や点数が多かったら、「主」と同じような報酬単価になる体制を組みなさいという状態になるので、あまり「主」にこだわる必要がないかなと思っています。大事なのは白井市内の医療的ケア児が支援を受けられる場所がいくつあるかどうか。可能なら「主に」ではなく、重症心身障害児を受け入れられる事業所の数を計画値に入れるといいのではと思います。現状1～2つなので、例えば目標数を3にするなど…提案です。

事務局 それも含めて検討させていただきます。ありがとうございました。

委員長 非常に貴重なご意見でした。医療的ケア児と重症心身障害児では基本的に意義が違うので、例えば学校で通常の教育を受けている医療的ケア児もいるんですね。重症心身障害児の絶対数が少ないのであれば、医療的ケア児の支援には医療的ケアは絶対必要なので、ここら辺一緒にしても、看護師を配置して医療的ケアもできる施設というような形でもよいのかなと思います。ご意見を参考にして事務局で検討していただければと思います。よろしいですか。続きまして素案の第4章をお願いします。

・事務局より素案第4章の説明があった。

委員長 第4章について説明がありました。ご意見ご質問があれば挙手をお願いします。

委員 89 ページの地域活動支援センターについてですが、市内の地域活動センターは、身体障害者センターで、主たる対象は身体障がい者でしょうか？

事務局 元々は身体障害者福祉センターとして活動していて、今は白井市地域活動支援センターとして3障害の方を受け入れています。

委員 55人のうち、精神障がい者の数について把握していますか。

事務局 身体障がいの方がまだ多いのですが、感覚としては精神障がいの方が1割程度かと思います。

委員 地域移行の精神障がい者の方ですが、大きな病院や施設が遠くて行きづらかったり、そんな時に隣に地域活動支援センターがあったり、重めの精神障がいの方の生活介護型の場所がないことが多い。その辺の整備について気になりました。

委員長 市内に精神障がいの方の地域活動支援センターを、というご要望ということではよろしいですか。事務局のほうでご検討をよろしくをお願いします。他いかがでしょうか。

委員 色々なサービスのニーズが予想以上に高まっている中で、介護・看護などの人材不足がみられます。人材確保に努めることなどをいろいろな文言で書いてありますが、具体案があれば教えていただきたいと思います。

委員長 福祉人材の確保について、事務局のほうで何かアイデアがあればをお願いします。

事務局 2050年に向けてどんどん深刻になっていく問題で、事業所も大変な思いをなされています。国ができること・市町村ができることはいろいろあるとは思っています。国の方もこの計画の改定とともに報酬の改定がありますが、そこに反映されていくことが大事だと思っています。根本的な解決という風には言えないと思うんですが、数年前から白井市の就職応援フェアを開催しており、障がいと介護の事業所と、仕事を探している方のマッチングをやっています。意欲のある方が来てくださって、少しずつ採用につながっているのですが、具体的な事業を今までの計画には書いてなかったのですが、フェアを継続する等の具体的な取り組みを書いていくのもひとつかもしれませんので、検討していきます。また、間接的にはなりますが、市の中で研修・職員の交流会を開催・ケアが大変な方に対するケアの仕方の勉強会などを拠点の中で今回からやっていただく予定もあるのですが、そういったノウハウを事業所の職員さんと共有することで、やりがいや質の向上をはかりながら定着してほしいと思っています。

委員長 行政だけでなく、市民参加型で解決していかなくてはならない問題だと思しますので、今後とも一緒に考えていきたいと思えます。他にありますか。(なし)  
続いて議題 2 のその他について何かありますか。

#### (4) その他

- ・事務局より前回会議資料として配布した基礎調査結果報告書の 59 ページの差し替えについての説明があった。

#### ◇閉会

- ・事務局より閉会が宣言された。

以上